

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額 (注2)	署名日 署名地 (加註H)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ヨルダン	ヨルダン・ハシェミット王国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与	1,000,000千円	H27.3.11 アンマン で (同日)	日本側 櫻井修一在ヨルダン大使 ヨルダン側 イマード・フアーズリー計画・国際協力大臣	H27.4.2 99号
ヨルダン	ヨルダン・ハシェミット王国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の交換公文	経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与	1,000,000千円	H27.3.11 アンマン で (同日)	日本側 櫻井修一在ヨルダン大使 ヨルダン側 イマード・フアーズリー計画・国際協力大臣	H27.4.2 100号

無償資金協力取極の修正に関する取極

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	修 正 の 内 容	署名日 署名地 (加註H)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ヨルダン	ベトラ博物館建築設計画のための贈与に関する平成二十六年三月一日付けの取極の修正に関する日本国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の交換公文	贈与の限度額を「783,800千円」に改める。	H27.3.11 アンマン で (同日)	日本側 櫻井修一在ヨルダン大使 ヨルダン側 イマード・フアーズリー計画・国際協力大臣	H27.4.2 101号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。

(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。

(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇△□と記している。

(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。